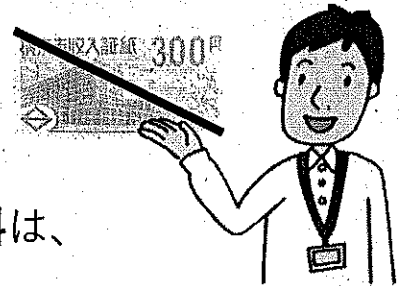


令和2年(2020年)1月28日(火)で 横浜市収入証紙の販売を終了します

※国発行の収入印紙や県発行の収入証紙ではありません。

令和2年(2020年)1月29日(水) 以降の手数料の支払方法



- 収入証紙販売終了後も、**戸籍・税の証明手数料は、現在と同様の支払い方法**となります。
- 新たに、**電子マネーでのお支払いも可能**になります。
※具体的な支払方法は、各窓口にてご案内いたします。
- **令和3年(2021年)1月31日までは**、購入済みの収入証紙での支払いも可能です。

未使用収入証紙の払い戻し

- 使用予定のない収入証紙につきましては、市庁舎会計室又は各区役所の区会計室で **令和8年(2026年)1月31日まで**、払い戻しができます。
※ 払い戻し額によっては、ご指定の口座に還付させていただく場合があります。
- 市庁舎会計室又は各区役所の区会計室にお越しになるのが難しい方は、**郵送での申請も受け**ます。

ご注意ください

- 汚損の激しいものは、払い戻しをお断りする場合があります。
- 払い戻しに必要な情報や注意事項は、横浜市会計室のホームページをご覧ください。下の問合せ先にご連絡ください。

問合せ先

横浜市会計室会計管理課 (横浜市庁舎1階)



TEL 045-671-2989
FAX 045-664-1894

横浜市 収入証紙 [検索](#)